

産業廃棄物処理施設の設置に関する県民理解の促進のあり方について

長野県では平成21年3月1日からの廃棄物条例により、産業廃棄物処理業や処理施設の設置の許可申請に先立ち、関係住民との合意形成を図る手続きが定められました。これにより、従来県の事務処理要領の中で許可申請にあたり求められていた、「地元の同意書」の取得が不要になった反面、事業計画者が関係住民に最低2回説明会を開催する必要がある等、関係住民との合意形成のプロセスが細分化、明確化されております。県条例の内容を含め産業廃棄物等の適正処理について、関係住民に対し県として説明するなど、県条例について関係住民への理解の促進を積極的にすすめるよう要望します。